

定 款

日本農薬株式会社

日本農薬株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は日本農薬株式会社(NIHON NOHYAKU CO.,LTD.)と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の製造業、輸出入業、販売業

イ 農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品及び水産動植物用薬剤

ロ 工業薬品

ハ 肥料、飼料及び飼料添加物

ニ 農業資材、農業施設及び農業用機械器具

ホ 食品衛生法上の器具及び容器包装等の食品用途並びに玩具を除く合成樹脂製品

ヘ 造園、土木、その他各種建設工事の関連資材

ト 建物及びそれに附随する設備等の保安機器・営繕・清掃資材

チ 廃棄物、排水、污水处理装置

(2) 前号イの薬剤を使用する防除業

(3) 鉱産物の採掘、製錬、加工、販売

(4) 造園、土木、建築、その他各種建設工事の請負、設計、施工、監理

(5) 建物及びそれに附随する設備等の営繕及び清掃の請負並びにこれに関するノウハウの
販売、経営指導

(6) 警備及び保安業の請負

(7) 労働者派遣事業

(8) 不動産の賃貸、仲介、売買

(9) スポーツ施設の経営

(10) 環境計量証明業並びに環境保全に関するコンサルティング業

(11) 倉庫業

(12) 発電及び売電事業

(13) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は1億9952万9千株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

2. 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長事故あるときは取締役会の決議で臨時に議長となる取締役を定める。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

第 18 条 当会社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）18 名以内を置く。

2. 当会社は監査等委員である取締役 5 名以内を置く。

(選 任)

第 19 条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。ただし選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は取締役をもって構成する。

2. 取締役会の招集通知は会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
3. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。
4. 取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
5. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
6. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長を若干名定めることができる。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 27 条 監査等委員会は監査等委員である取締役をもって構成する。

2. 監査等委員会の招集通知は会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。また、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
3. 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則による。

(常勤監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 29 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 30 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終

結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、2020年6月26日開催の第121期事業年度に関する定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任につき、法令で定める額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。

以 上